子ども・子育て支援新制度について　　　鈴木礼子

現行保育制度が、15年4月から介護保険制度や傷がい者総合支援制度と同じように利用者補助方式、直接契約方式に変えられます。

認定こども園、幼稚園、保育所は「教育・保育施設」になり、保育を必要とする子どもに対しては県・市の保育実施義務がありますが、小規模保育所・事業所内保育所等は地域型保育事業に分類され、これらの利用は保護者と施設との直接契約となり現行保育所より低い水準が想定されています。

鈴木礼子議員は、公的責任を形骸化し利用施設により保育条件(面積、保育士資格の有無など)に格差を生むことは子どもの平等の原則から大きく外れるもの。地域型保育事業は市の条例で保育実施義務を明確にするよう求めました。

熊谷保健福祉部長は、設置基準は市の条例で決めると答えました。